

○ 財務省告示第百九十九号
平成二十七年五月二十五日より施行する。政府短期証券の規定に基づき、平成十一年大蔵省の令第六号(政資金調達事務取扱規則)は、平成二十七年五月二十五日より告示する。

国庫短期財務証券(第五百三十四回)

の法律発行の名称及び記述

の法律発行の名称及び記述

の法律発行の名称及び記述

四

三

二 一

用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ以下競争は受けけるも日本銀行との競争て行とし、「札わする。その規定

發行方法

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最	払	発	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入	
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
 千 万 円	万 四 万 四 七 千 八 兆 千 四 千 九 七 百 円 千 百 四 八 円 十 百 億 五 九 十 八 千 八 億 八 百 五 六 百 五 十 六	額 億 額 面 二 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 四 四 千 兆 四 九 百 千 四 八 百 四 一 百 五 一 十 六	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 當 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行	
日 加			払 額		札 格	第 參	市 發	競 價	
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 七 年 五 月 二 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 行 額 を 百 支 き 円 払 は に う 、 期 つ 。 そ が き の 百 円	償 當 た だ し と 、 償 七 年 八 月 八 年 八 月 二十 四 日 業 業 日 日 に	平 成 二 十 七 年 五 月 二 十 五 日	十 額 募 九 面 価 九 面 錢 金 格 錢 金 九 額 厘 百 厘 百 七 円 以 毛 上 に つ の 七 円 上 に 五 月 二 十 五 日	額 十 額 九 面 九 額 九 額 厘 百 厘 百 七 円 以 毛 上 に つ の 七 円 上 に 五 月 二 十 五 日	平 す 額 の 記 替 。整 載 法 数 又 は規 定 の記 定 金 錄 に 額 はよ に、 よ最 振 低 替 も額 口 の面 座 と金 簿		